

《手配旅行条件書(インターネット販売用)》

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

この書面は、旅行契約が成立した場合契約書面の一部となります。

毎度シティツアーズをご利用いただき、まことにありがとうございます。

当社では、お客様からのご依頼により、14名以下の国内旅行宿泊予約の手配を行う場合、この「旅行条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「旅行条件書」に記載のない事項については、当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)並びにホームページ上の該当商品の照会画面によります。ご不明の点がございましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

1. 申込金と契約の成立

- (1)ご旅行をお申し込みの際は、当社所定のホームページ上の「予約・購入情報入力画面」に必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をしたうえで、電磁的な方法により当社に送信ください。
- (2)お申し込みいただくご旅行の契約(手配旅行契約)は、申込金の納入がなくても当社が契約の締結を「承諾」した旨の通知である「予約完了画面」がお客様に到達したときに成立いたします。但し、当社より「予約完了画面」のデータ送信を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により予約完了画面を確認できなかったとしても契約成立となりますので、予約送信後に予約完了画面が確認できなかった場合は、ホームページ上の「予約確認・キャンセル」にてお客様ご自身で確認ください。

2. お申し込み条件

- (1)高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。
- (2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (3)15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

3. ご旅行代金

- (1)現地払いの場合、お申込みいただいた宿泊施設の利用日に、直接当該宿泊施設にお支払いいただきます。
- (2)事前払いの場合、当社提携のクレジットカード会社のカード会員(以下会員)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下通信契約)を条件に申込を受けた場合、クレジットカードによるお支払いは以下となります。
 - ①申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
 - ②「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻しをする日をいいます。旅行代金のカー

ド利用日は「当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日」とします。また取
消料のカード利用日は「契約解除依頼日（解約の申出が旅行代金のカード利用日以降の場
合は、申出翌日から7日間以内をカード利用日として払い戻します）」となります。

③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、又は
クレジット会社よりカード無効の連絡を受領した場合、当社は通信契約を解除し、下記の取
消料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支
払いをいただいた場合はこの限りではありません。

④当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、旅行者の任意または、旅行者の責に
よる契約の解除により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカ
ードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。

(3)当社は、契約の締結された後であっても、宿泊施設の料金が改定された場合においては、当該旅
行代金を変更することがあります。

4. 当社の責任と損害賠償・免責事項

(1)当社の責任と損害賠償

当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお
客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以
内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日
から起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円
を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

(2)免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いま
せん。

ア.天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、宿泊施設のサービス提供の中止による損害

イ.食中毒

ウ.お客様ご自身の故意または過失による損害

エ.その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

(3)お客様の責任

お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受
けます。

5. 特別補償規程の不適用

当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

6. 個人情報の取扱いについて

(1)当社は、旅行申込みの受付に際し、お申し出いただいた必要項目についてお客様の個人情報を
取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客
様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、
あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場
合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は旅行業務取

扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

- (2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいたパンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当社は、(1)当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

宿泊料金についてのご案内

当社で取扱いをしております宿泊料金には、原則サービス料、消費税が含まれております(一部サービス料、消費税がかからない場合がございます)。その他の税(例:入湯税、地方税、宿泊税)がかかる場合は現地宿泊施設に別途お支払ください。

取消料についてのご案内

- (1)取消料は宿泊施設毎の宿泊約款に基づき、取引条件の説明としてホームページ上に表示します。
- (2)お申し込みを取り消しされた場合は、所定の取消料を申し受けます。
- (3)宿泊日やプランの変更、ならびに予約部屋数の減少が伴う人数変更等、お客様の求めにより旅行内容を変更する場合、変更に伴い発生する宿泊機関に支払うべき取消料はお客様の負担となります。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

※取消料率は「諸税別・サービス料等含」の宿泊料金に対して適用します。

※宿泊日当日の扱いも個々の宿泊約款によります。お客様が連絡をしないで、宿泊日当日の宿泊約款明示の時間(又はあらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を宿泊約款にさだめられた所定の時間を経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理されることがあります。その場合は不泊の扱いとして所定の取消料を申し受けます。

株式会社シティーツーズ 営業推進部企画課

観光庁登録旅行業第 1444 号 一般社団法人日本旅行業協会 正会員

〒451-0041 愛知県名古屋市西区幅下 2-18-10

TEL 0120-505-022

旅行業務取扱管理者 宮崎 賢一

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば旅行業務取扱管理者にご質問ください。